

番 号 : 151189
 国 名 : パキスタン
 担当部署 : パキスタン事務所
 案件名 : 貿易促進アドバイザー業務 (第2年次)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 貿易促進
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月下旬から2017年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.2M/M、現地 10.00M/M、合計 11.20M/M
- (3) 業務日数 :

| | | | | |
|------|---------|------|---------|------|
| 準備期間 | 第1次現地業務 | 国内作業 | 第2次現地業務 | 国内作業 |
| 3 | 90 | 13 | 150 | 3 |
| | 第3次現地業務 | 整理期間 | | |
| | 60 | 5 | | |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月2日 (水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出 本 格 導 入 に つ い て 」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ① 類似業務の経験 34点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 12点
 - ⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション 10点
- (計100点)

| | |
|----------|-------------|
| 類似業務 | 貿易促進に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | パキスタン/全世界 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

ポリオ：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンでは、経常収支赤字の抑制及び貿易収支の改善が緊急の課題であり、貿易収支の改善のためには、輸出の約7割を占める繊維・食品加工製品の国際競争力強化及び新規輸出市場の拡大が急務である。パキスタンでは、商業省傘下の貿易開発庁（Trade Development Authority of Pakistan、以下「TDAP」という）が貿易促進の政策立案・実施機能を担っているが、政策立案・実施能力、マーケティング能力、企業支援能力、情報発信力、市場開拓に向けた調査研究能力や、日本を含む他国市場に対する情報分析能力の不足等が課題となっている。

このような背景を踏まえ、JICAはTDAPに対し、2009年12月～2014年11月まで「貿易政策アドバイザー（I）」及び「貿易政策アドバイザー（II）」を派遣し、高付加価値産業の育成及び国際競争力強化を念頭に置いた、貿易政策における課題分析及びTDAPの政策立案・実施能力の強化に対する支援を実施してきた。これら専門家の活動により、パキスタンの日本に対する輸出拡大に向けた産品として、主に（1）繊維製品、（2）マンゴウ等の農産物・農産加工製品、（3）皮革製品、（4）手術器具、（5）スポーツ用品の5品目に焦点が当てられた。これらの支援に引き続きJICAは、2015年1月～12月まで「貿易促進アドバイザー（第1年次）」を派遣し、同専門家は上記5品目の中で、特に繊維製品とマンゴウ等の農産物・農産加工製品に重点を置き、カウンターパート機関（以下「C/P機関」という）であるTDAPの職員と共に日本企業とパキスタン企業の繊維製品に係るビジネス・マッチングや、繊維セミナーの開催、マンゴウの輸出プロモーション等を実施し、日本の輸入業者とパキスタンの輸出業者との取引拡大を通じたパキスタン産品の輸出促進に貢献した。

本案件は、「貿易促進アドバイザー（第2年次）」を派遣することにより、「貿易促進アドバイザー（第1年次）」による活動成果をさらに発展させ、引き続き繊維製品及びマンゴウ等の農産物・農産加工製品に重点を置きつつ、C/P機関であるTDAPが実効性のある対日輸出促進戦略を展開・実行していくための助言・指導を行うものである。

7. 業務の内容

本アドバイザーは、パキスタンの貿易収支改善のため、パキスタン製品及び産品の輸出促進（主に日本向け）を目的とし、先行する協力で焦点の当てられた5品目の中でも特に繊維製品、農産物・農産加工製品（マンゴウ、果実加工食品等）に重点を置き、（1）これまでの専門家の活動を踏まえたC/P機関であるTDAPによる日本向け輸出拡大施策の実施支援、（2）TDAPの政策実施能力の強化に係る支援、（3）将来的にTDAPを含むパキスタン政府が取り組むべき事項に関する提言の取り纏め、を行う

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年3月下旬）

- ①「貿易政策アドバイザー（I）」「貿易政策アドバイザー（II）」、「貿易促進アドバイザー（第1年次）」の報告書を含め、パキスタンの貿易概況に係る国内で入手可能な情報の収集・分析を行い、案件の背景及び概要を把握する。
- ②JICA南アジア部から、対パキスタンJICA事業概要についてブリーフィングを受ける。
- ③JICA総務部安全管理室にて安全対策ブリーフィングを受ける。
- ④在京パキスタン大使館を表敬訪問するとともに商務官と面談を行い、パキスタン企業と取引のある日本の輸入業者や、パキスタン企業との取引に関心を示している日本企業等に関する情報を収集する。
- ⑤全体の業務実施計画書（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

(2) 第1次現地業務期間 (2016年4月上旬～2016年6月下旬)

- ①現地業務開始時に、JICAパキスタン事務所、商業省、TDAPとそれぞれ打合せを行い、業務内容の説明・確認を行う。また、繊維省、食糧安全保障省等の関係省庁にも表敬訪問を行う。
- ②JICAパキスタン事務所にて安全ブリーフィングを受ける。
- ③日系企業商工会の定期会合（月1回カラチにて開催）に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館及び在カラチ日本国総領事館、JETROカラチ事務所等と意見交換及び情報収集を行う。
- ④TDAPが以前に策定した「Pakistan Export Strategy」の内容を分析し、必要な助言を行う。
- ⑤パキスタン製品・製品の対日輸出促進に関し、TDAPとともに以下の活動を行う。なお、必要に応じ、日本企業とのビジネス・マッチング等についてJETROカラチ事務所とも情報共有を行う。

(ア) 繊維製品

- ア) TDAPが主催する繊維製品の展示会「Texpo」（2016年4月7日～10日、カラチ）の開催を支援する。また、開催後、参加者からのフィードバックの取り付けと反省点の取り纏めを支援し、反省点を翌年の展示会にどのように活かせるかについてC/P機関内で議論を行う。
- イ) 2016年4月頃に開始を予定しているJICA技術協力プロジェクト「アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト」の専門家と定期的な情報交換を行い、同プロジェクトによる協力との連携を図る。
- ウ) 日本、パキスタン、および（又は）第三国において、TDAPによる日本の輸入業者とパキスタン企業とのビジネス・マッチング、輸出促進に向けた啓発セミナー等の企画・立案を支援する。（実施は第2次・第3次現地業務期間中に、計2回以上とする。第三国についてはベトナムを想定しているが、視察先としてより適切な国の提案があればプロポーザルに記載すること。なお、本セミナー等の会場の選定・手配、講師等の手配等、セミナー実施に必要なロジスティックスの調整等はアドバイザーが行うが、セミナー等に係る旅費・会場費等の経費は別途JICAより支給されるため、見積書に計上する必要はない。）

(イ) 農産物・農産加工製品

- ア) 日本への生鮮マンゴウ輸出に向けた商業用VHT（Vapor Heat Treatment、蒸熱処理装置）の運営開始に向け、TDAP、商業省、農業省、食糧安全保障省及び同省傘下のPARC（Pakistan Agricultural Research Council）等の政府機関に加え、アグリビジネス関連企業等も交えた関係者と協議・情報交換を行い、可能な範囲で商業用VHTの運営体制確立のための助言や関係機関の間の調整支援を行う。なお、VHT利用に関する技術的な検討はPARC等の技術者や日本の農水省から派遣される検疫官が行うことが想定されるため、本アドバイザーに対し技術的な助言を求められることはない。
- イ) TDAP及び在京パキスタン大使館と連携し、2016年の生鮮マンゴウ・シーズンにおける日本でのプロモーション活動の実施及びパキスタン・マンゴウの輸出拡大を支援する。また、対日輸出の可能性があるその他の農産物・農産加工製品に関する情報も収集する。
- ウ) 生鮮マンゴウ以外のマンゴウ加工食品や、その他の農産物・農産加工品の輸出拡大の可能性についても調査し、輸出促進策を検討する。
- エ) ハラル認証を受けたゼラチン等の農産加工品についても、日本（約20万人のイスラム教徒が在住）や他のイスラム国市場への輸出可能性はあるため、これらを製造するパキスタン企業の情報にTDAPとともに収集し、現状や課題を把握し、輸出振興の可能性を検討する。

(ウ) その他の製品（皮革製品、手術器具、スポーツ用品）

前任アドバイザーによる活動及び報告を踏まえ、必要に応じて日本又はパキスタンにおいて、TDAPによる日本の輸入業者とパキスタン企業とのビジネス・マッチング、輸出促進に向けたセミナー等の企画立案を支援する。（実施は第2次現地業務期間中に1回とする。なお、本セミナー等の会場の選定・手配、講師の手配等、セミナー実施に必要なロジスティックスの調整は本アドバイザーが行うが、セミナー等に係る旅費・会場費等の経費は別途JICAより支給されるため、見積書に計上するはない。）

- ⑥TDAP職員の能力向上を目的とした貿易促進に係るセミナーの企画・立案を行う。（実施は第2次派遣期間中とする。期間は約2日間、場所はカラチを想定している。）
 - ⑦前任アドバイザーの支援によりTDAPが開設した対日輸出促進用ウェブサイト（<http://www.jica-tdap.com/>）の充実に向けて、イベントの告知や輸出促進に有益な情報等を提供し、TDAPによる同ウェブサイトの更新を支援する。
 - ⑧第1次現地業務結果報告書（英文）の作成及び、次回現地業務のための業務実施計画書（和文・英文）の修正・作成を行い、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。また、商業省、繊維省等の関係省庁に対しても、第1次現地業務結果の報告を行う。
- (3) 第1次国内作業期間（2016年7月上旬～中旬）
- ①貿易促進アドバイザー（第1年次）で実施した、対日輸出向け繊維製品の差別化を図るための国内調査（注：日本企業バイヤーへの聞き取り調査等）のフォローアップのための情報収集を実施し、考察を取り纏める。
 - ②繊維製品、農産物・農産加工製品分野を中心として、本邦輸入・流通業者と引き続き情報交換を行い、貿易促進アドバイザー（第1年次）が作成したバイヤーズリストを更新し、TDAPと共有する。
 - ③「Texpo」に参加した日系企業をフォローアップするとともに、在京パキスタン大使館の商務官とも引き続き情報交換を行い、TDAPと共有する。
 - ④JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。
- (4) 第2次現地業務期間（2016年7月下旬～12月下旬）
- ①第1次現地業務に引き続き、上記（2）の③、④、⑦を行う。
 - ②パキスタン製品・製品の対日輸出促進に関し、第1次現地業務に引き続き、TDAPとともに以下の活動を行う。なお、必要に応じ、日本企業とのビジネス・マッチング等についてJETROカラチ事務所とも情報共有を行う。
- (ア) 繊維製品
- ア) 第1次現地業務に引き続き、上記（2）の⑤の（ア）のイ）を行う。
 - イ) 上記（2）の⑤の（ア）のウ）で企画・立案した、日本又は（及び）パキスタン又は（及び）第三国でのビジネス・マッチング、輸出促進に向けた啓発セミナー等を実施する。
- (イ) 農産物・農産加工製品
- ア) 第1次現地業務に引き続き、関係省庁と協議・情報交換を行い、マンゴウの対日輸出に向けた商業用VHTの運営実施に係る支援を行う。
 - イ) 第1次現地業務に引き続き、在京パキスタン大使館と連携し、2016年の生鮮マンゴウ・シーズンにおける日本でのプロモーション活動の実施及びパキスタン・マンゴウの輸出拡大を支援する。
 - ウ) 第1次現地業務に引き続き、上記（2）の（イ）のウ）、エ）を行う。
- (ウ) その他の製品（皮革製品、手術器具、スポーツ用品）
- ア) 第1次現地業務でC/P機関と企画した、日本又はパキスタンでのビジネス・マッチング、輸出促進に向けた啓発セミナー等を実施する。
- ③上記（2）の⑥で企画・立案したTDAP職員向けの貿易促進に係るセミナーを実施する。
 - ④第2次現地業務結果報告書（英文）とともに、次の現地業務のための業務実施計画書（和文・英文）を修正・作成し、業務結果とともにC/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。また、商業省、繊維省等の関係省庁に対しても、第2次現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間（2016年12月下旬）
- ①繊維製品、農産物・農産加工製品分野を中心として、本邦輸入・流通業者と引き続き情報交換を行い、前任アドバイザーが作成したバイヤーズリストを更新し、TDAPと共有する。
 - ②第2次現地業務中に実施したビジネス・マッチング等に参加した日系企業をフォローアップするとともに、在京パキスタン大使館商務官等と引き続き情報交換を行い、TDAPと共有す

る。

③JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

(6) 第3次現地業務期間(2017年1月上旬～3月上旬)

①第2次現地業務期間に引き続き、上記(4)の①を行う。

②繊維製品、農産物・農産加工製品、皮革製品、手術器具、スポーツ用品の日本への輸出促進に関し、第1次及び第2次現地業務に引き続き、C/P機関とともに以下の活動を行う。

(ア) 繊維製品

ア) 第2次現地業務に引き続き、上記(4)の②の(ア)の(ア)を行う。

イ) 必要に応じ、第2次現地業務に引き続き、上記(4)の②の(ア)の(イ)を実施する。

ウ) これまでに開催した繊維に係るビジネス・マッチング、セミナー等の結果を取り纏め、そこから得られた課題や提言等を、TDAP、JICA事務所、商業省、繊維省、その他関係機関と共有する。

(イ) 農産物・農産加工製品

ア) 第1次・2次現地業務を通じて支援した商業用VHTの運営実施に関する課題や提言等を取り纏め、関係機関と共有し、来年の日本に対する生鮮マンゴウのさらなる輸出促進に繋がるよう支援を行う。

イ) 第1次・2次現地業務を通じて実施した日本への輸出産品として可能性の高い農産物・農産加工製品に関する情報の調査・分析結果を取り纏め、TDAP及びJICA事務所をはじめ、その他関係省庁と共有する。

(ウ) その他の製品(皮革製品、手術器具、スポーツ用品)

ア) 第2次現地活動で実施した、ビジネス・マッチング、セミナー等の結果を取り纏め、そこから得られた課題や提言等を、TDAP及びJICA事務所をはじめ、その他関係省庁と共有する。

③全体の活動を総括するとともに、協力活動を通じて得られたパキスタン製品・産品の輸出促進に係る課題を抽出・分析し、その解決のためにTDAP及びその他関係省庁・機関が将来的に実施すべき事項を提言として取り纏め、TDAPと共に報告会/セミナーを実施する。

④現地業務完了報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出し、報告・説明する。また、商業省、繊維省等の関係省庁に対しても、最終報告を行う。

(7) 帰国後整理期間(2017年3月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAパキスタン事務所へ提出、報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書(全体及び各派遣時)

和文・英文3部ずつ: JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

英文3部: JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部: JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地業務中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上すること）。

航空経路は、東京—カラチ間の往復に係る費用を計上すること。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般現地業務費については、JICA/パキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地活動期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

(4) 「7. 業務の内容」の(4) ア(イ) 又はウ(ア) に関し、日本又は第三国でのセミナー等を提案する場合は、渡航先によって必要経費が異なることから、当該提案内容に係る必要経費は別見積りとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2016年4月上旬～6月下旬（第1次）、2016年7月下旬～12月下旬（第2次）、2017年1月上旬～3月上旬（第3次）の3回を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。また、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。ただし、2015年7月上旬の約1週間はラマダン明けのイード休暇にあたるため、現地業務を避けてください。

② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ
セキュリティを含め、必要な移動に係る車両を提供する。

エ) 通訳備上
なし

オ) 現地日程のアレンジ
なし

カ) 執務スペースの提供
TDAPが執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

本件に係る資料（パキスタン国貿易政策アドバイザー（Ⅱ）（第2年次）・業務完了報告書（2014年11月）、パキスタン国貿易促進アドバイザー（第1年次）業務完了報告書（2015年12月））は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チーム（03-5226-8064）にて配布可能です。

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：3月4日(金)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館(必要に応じて、在カラチ日本領事館)、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。

③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行う。

⑤本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上